

資 料

～わが国税制の現状と課題～

目 次

I. 税収動向等

・ 平成 16 年度一般会計税収決算額について	1
・ 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	2
・ 一般会計税収、名目 GDP 成長率の推移と主な税制の動き	3
・ 一般会計税収の推移（税目別）	4
・ 中期的な税収減とその主な要因について	5
・ 租税負担率の内訳の国際比較	6
・ OECD 諸国の国民負担率	7

II. 経済社会の構造変化

・ 総人口の推移明治以降	8
・ 20～64 歳人口及び 65 歳以上人口の推移	9
・ 社会保障（現行制度）の給付と負担の見直し	10
・ GDP の推移	11
・ 家族類型別世帯数の推移	12
・ 雇用形態別の雇用者数等の推移	13
・ あるべき税制の構築に向けて	14
・ 「個人所得課税に関する論点整理」（概要）	15
・ 「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」（概要）	16

III. 平成 18 年度税制改正の主要課題

・ 税源移譲	17
・ 定率減税	18
・ 政策減税	19
・ 酒税	20
・ 道路特定財源	20

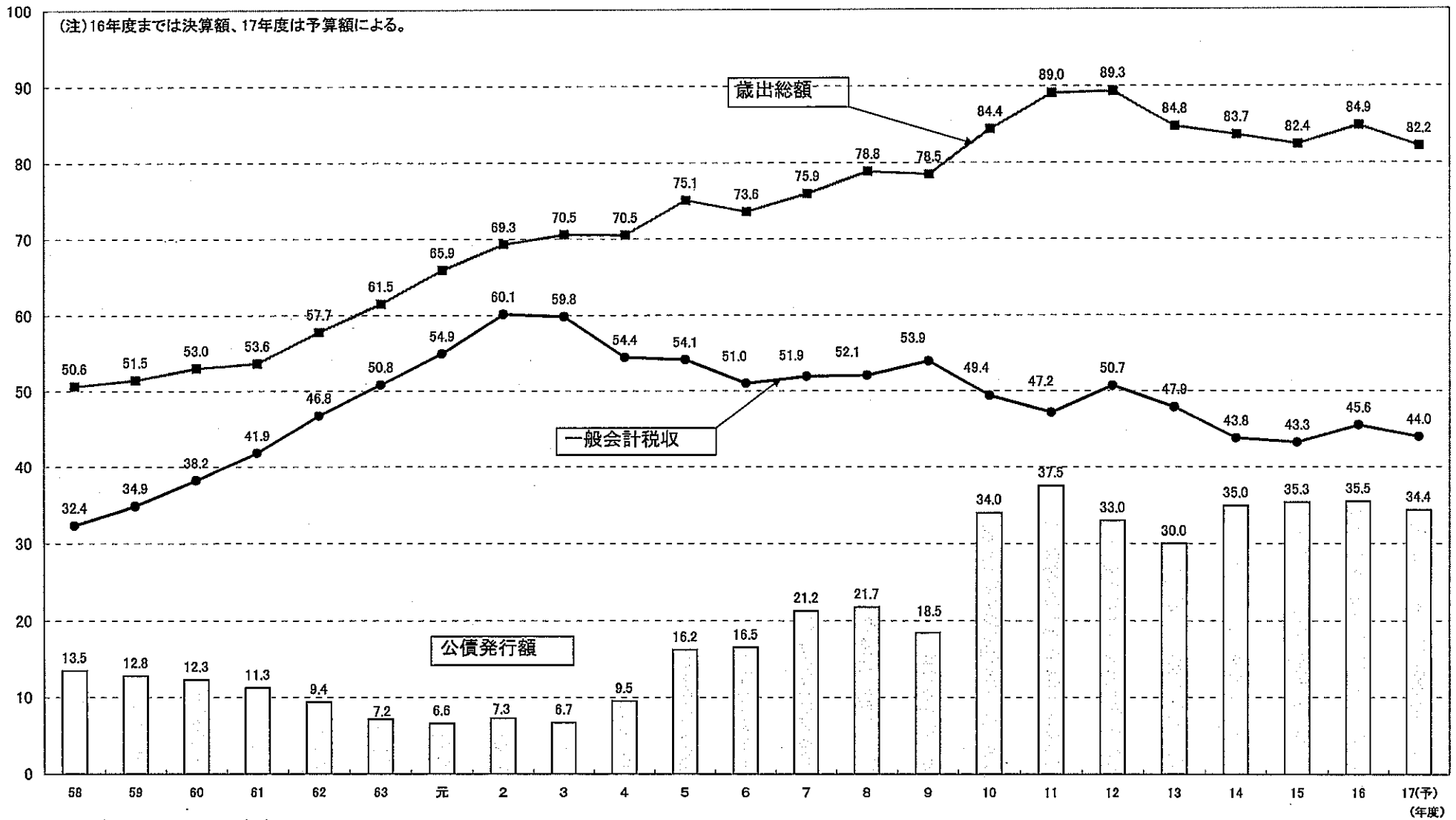
平成16年度一般会計税収決算額について

	15 年 度 決 算 額	16 年 度 決 算 額	対前年度	
	億円	億円		億円
所 得 税	139,146	(105.4%) 146,705	+	7,559
法 人 税	101,152	(113.1%) 114,437	+	13,285
消 費 税	97,128	(102.7%) 99,743	+	2,615
そ の 他	95,398	(99.6%) 95,005	▲	393
一般会計分計	432,824	(105.3%) 455,890	+	23,066

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)

(注)16年度までは決算額、17年度は予算額による。



歳出に占める税収の割合 (%)

58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17(予)
63.9	67.8	72.1	78.1	81.1	82.7	83.4	86.8	84.8	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	53.5

一般会計税收、名目GDP成長率の推移と最近の主な税制の動き

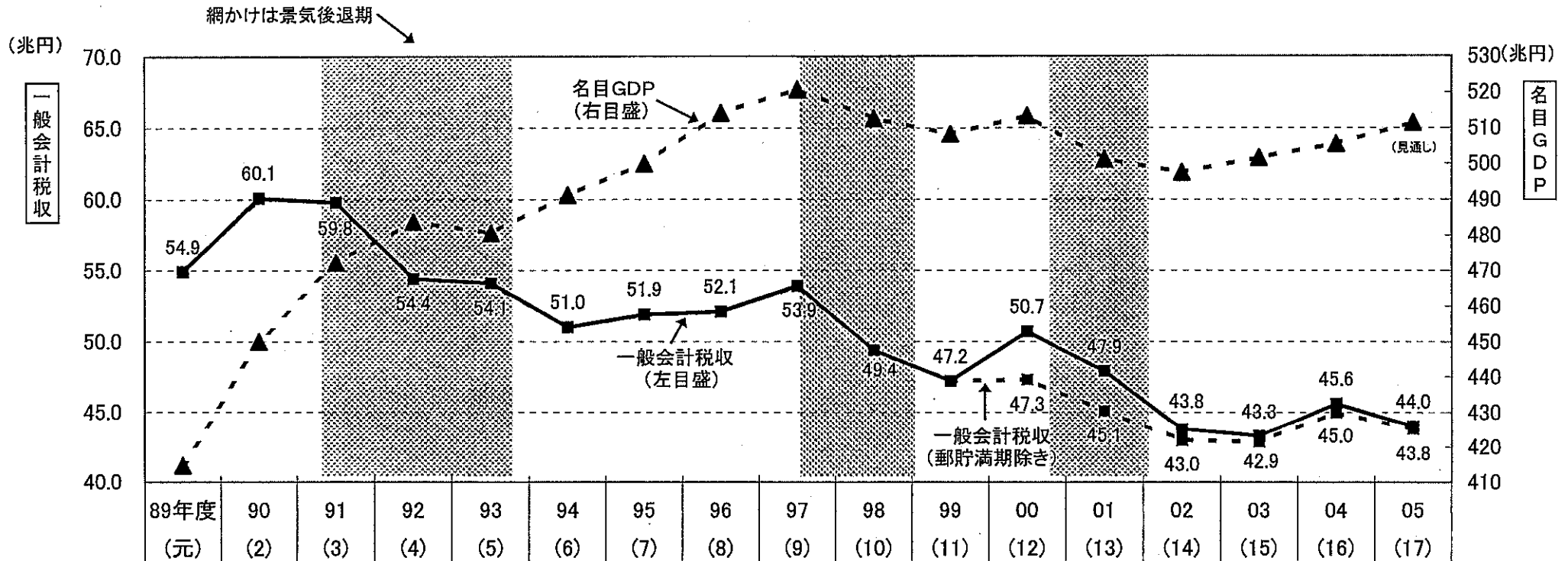
抜本的税制改革（消費税創設等）

消費税率引上げ
9年度以降 +2.6兆円

（所得税）

（法人税）

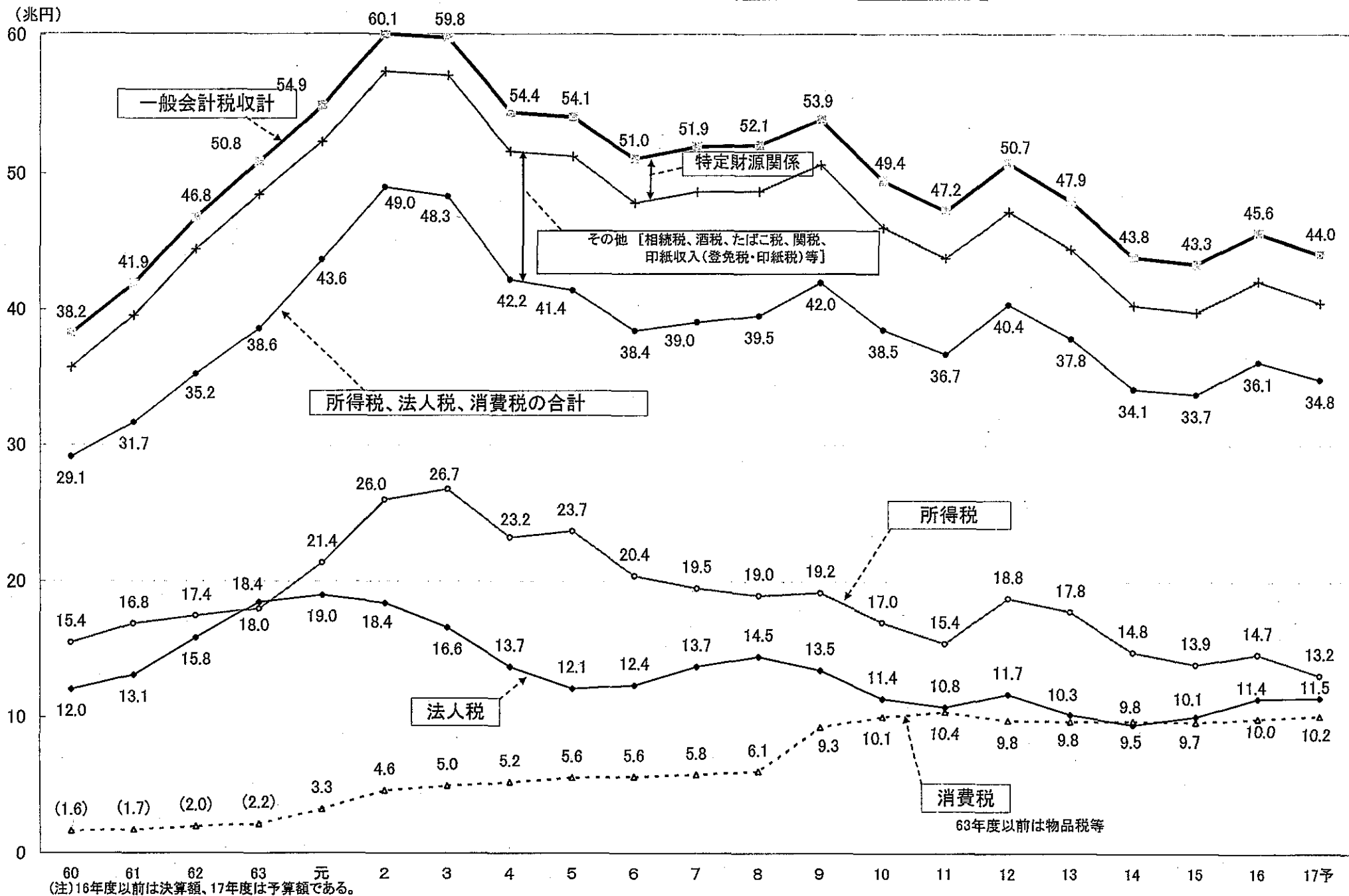
6年分 特別減税 (▲3.8兆円)	制度減税 7年分以降(平年度▲2.4兆円)		10年分 特別減税 2回分 (▲2.8兆円)	恒久的減税 11年度以降 (平年度▲3.0兆円)	(注)定率減税については、平成17年度税制改正 において、2分の1に縮減された。 (実施は平成18年分から)
	7年分 特別減税 (▲1.4兆円)	8年分 特別減税 (▲1.4兆円)			
	恒久的減税 11年度以降 (平年度▲1.7兆円)				



(注) 16年度までの名目GDPの数値は内閣府「四半期別GDP速報」(2005年9月12日)による

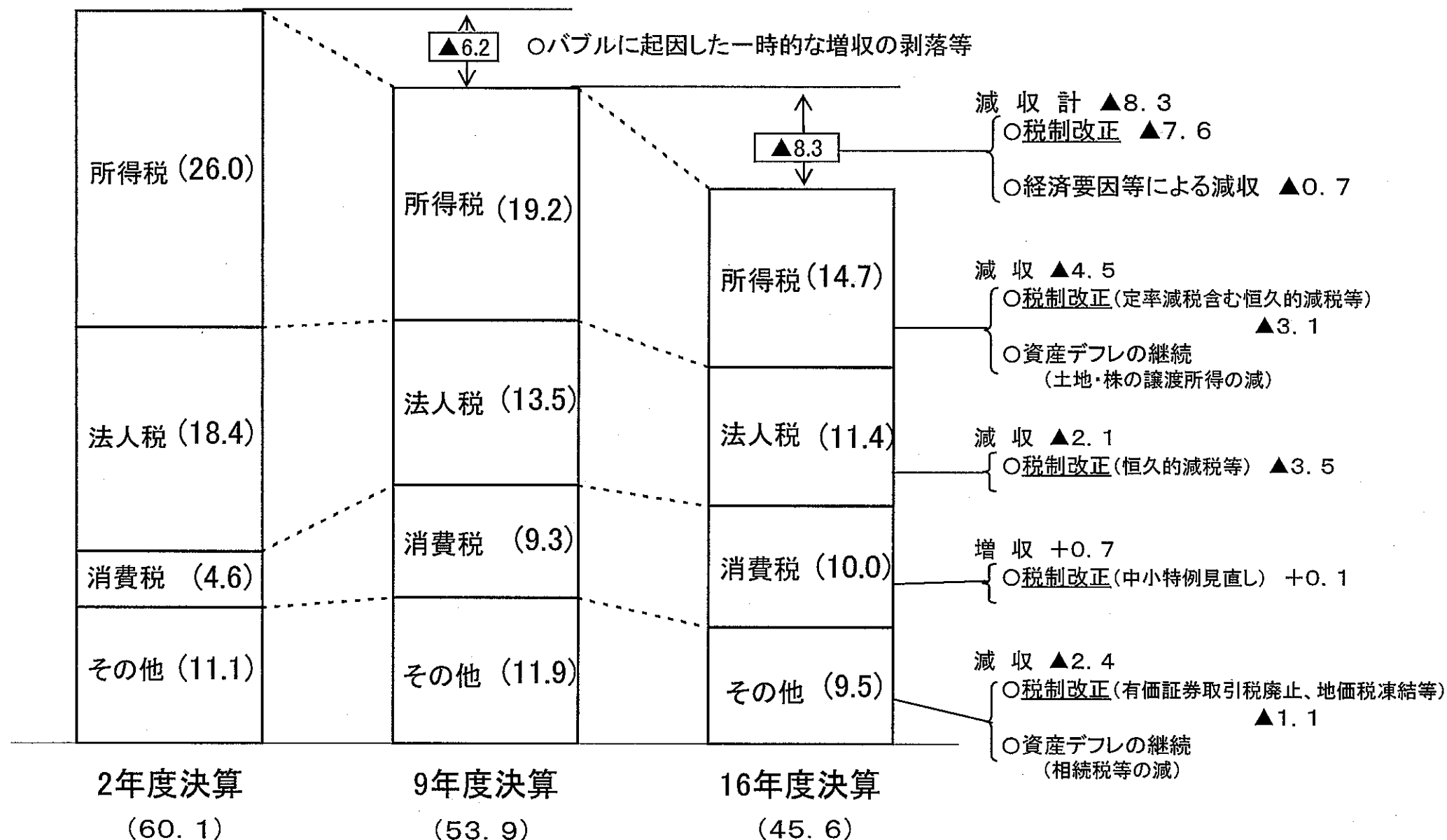
(予算)

一般会計税収の推移(税目別)



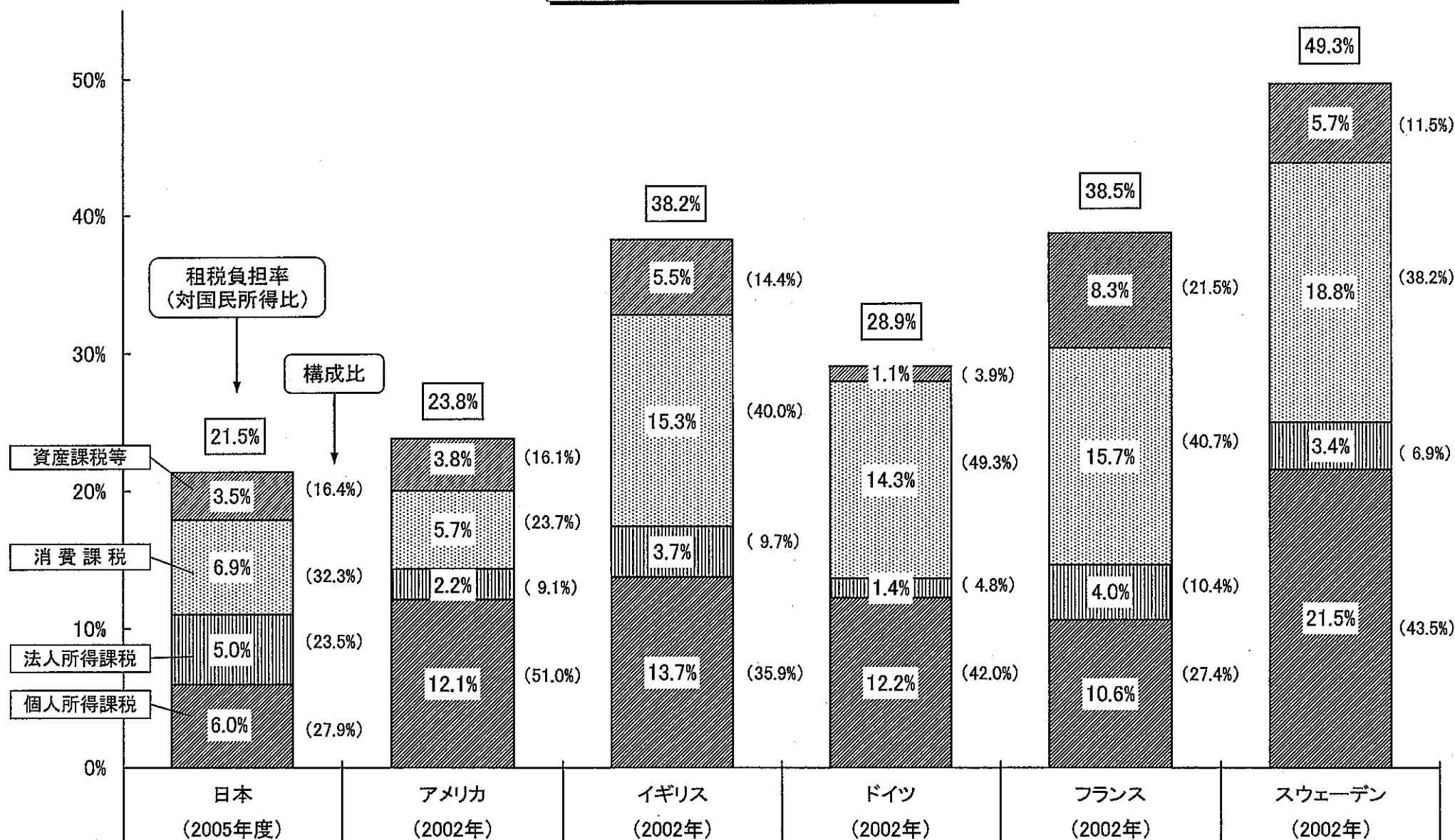
○中期的な税収減(9年度→16年度)とその主な要因について

(単位:兆円)



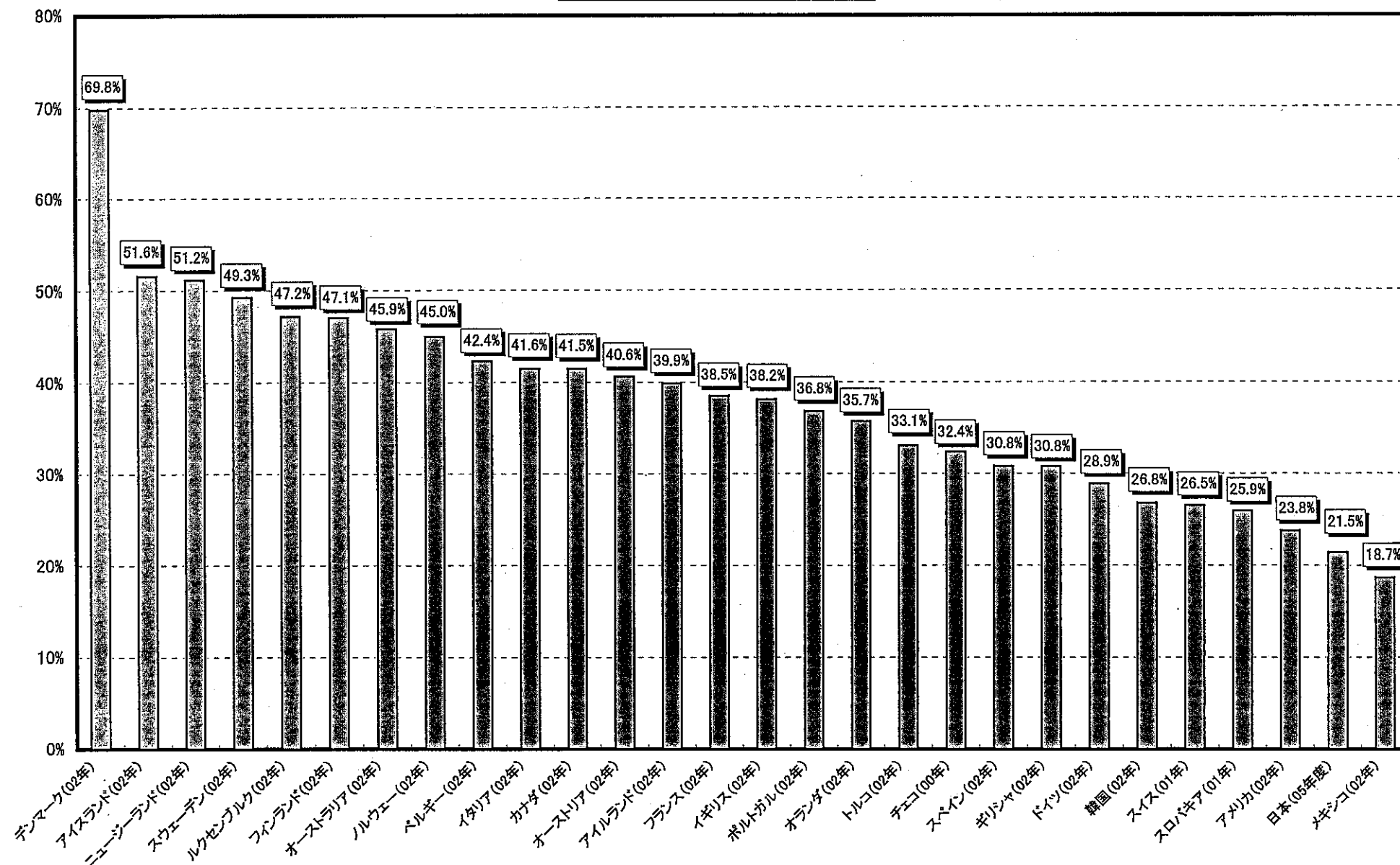
(注)上記の税制改正による増減収額は、平成10～16年度における主な税制改正に係る増減収額を単純に合計したものである。

租税負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成17年度(2005年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2003"及び同 "National Accounts 1991-2002"による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

OECD諸国の租税負担率

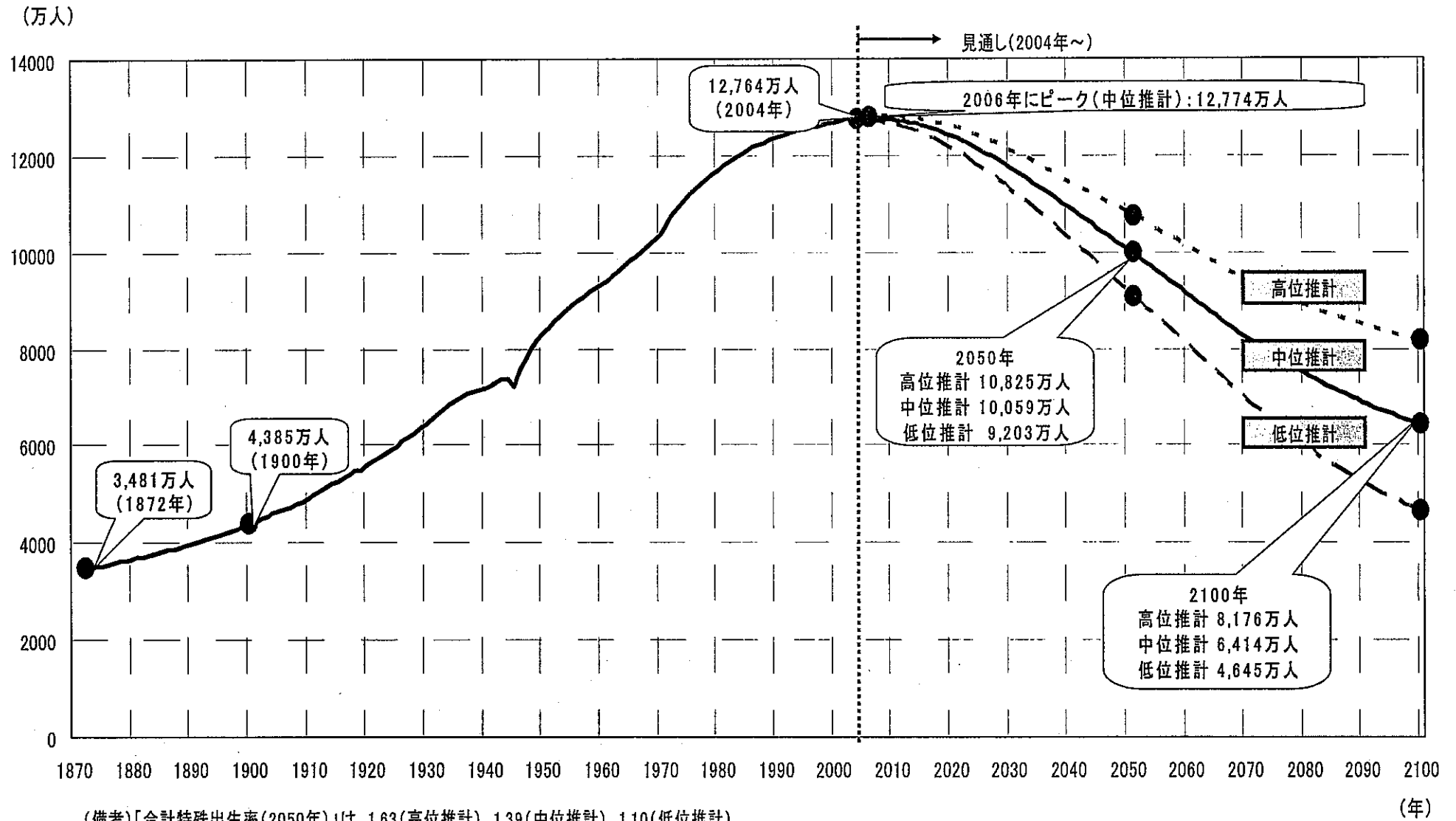


(注1) 日本の05年度の計数は見通しである。

(注2) ハンガリー及びポーランドについては、計数が足りず租税負担率が算出不能であるため掲載していない。

(出典) 日本: 平成17年度予算ベース、諸外国: OECD "National Accounts 1991-2002" 及び 同 "Revenue Statistics 1965-2003"

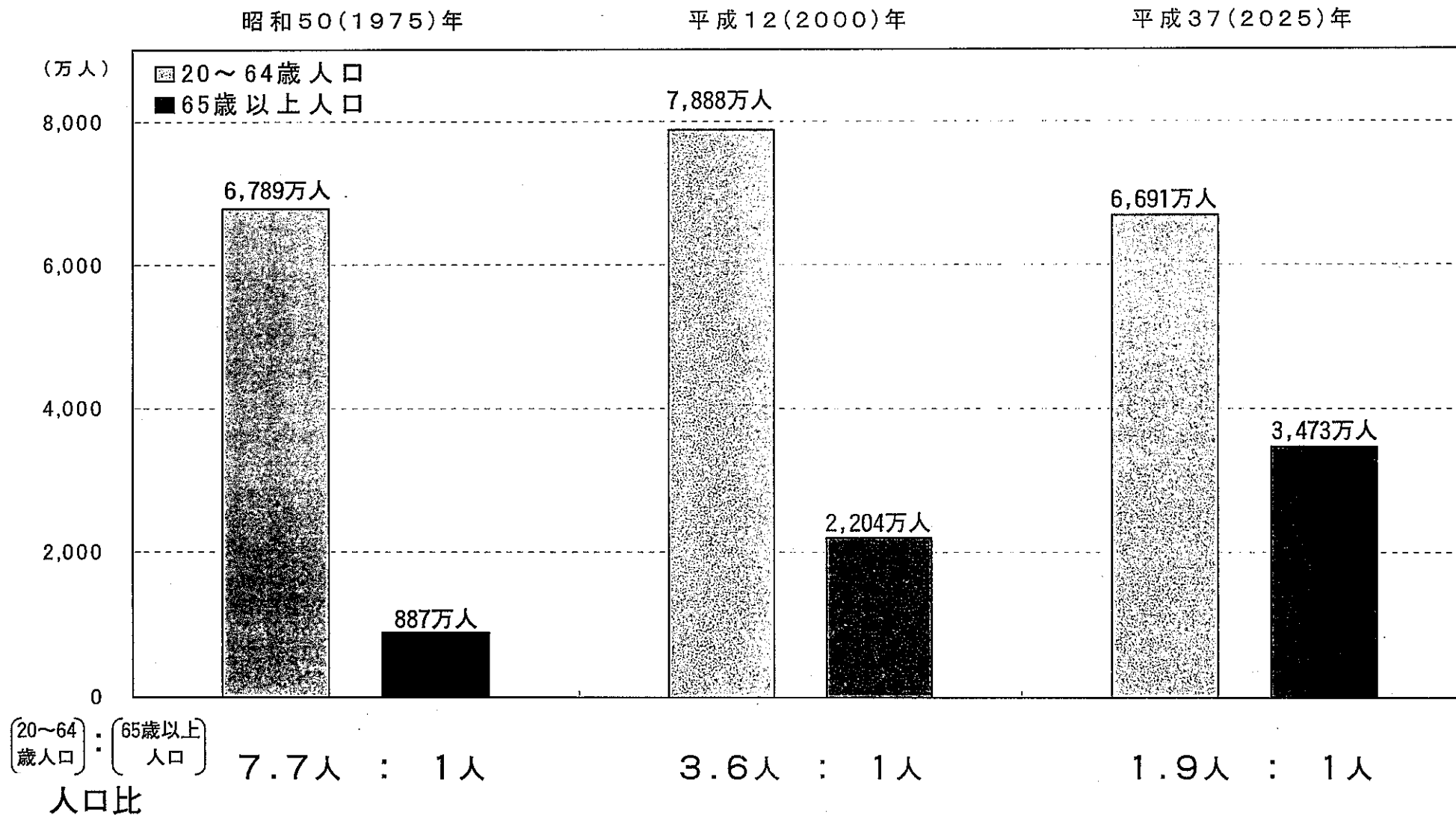
総人口の推移（明治以降）



(備考)「合計特殊出生率(2050年)」は、1.63(高位推計)、1.39(中位推計)、1.10(低位推計)。

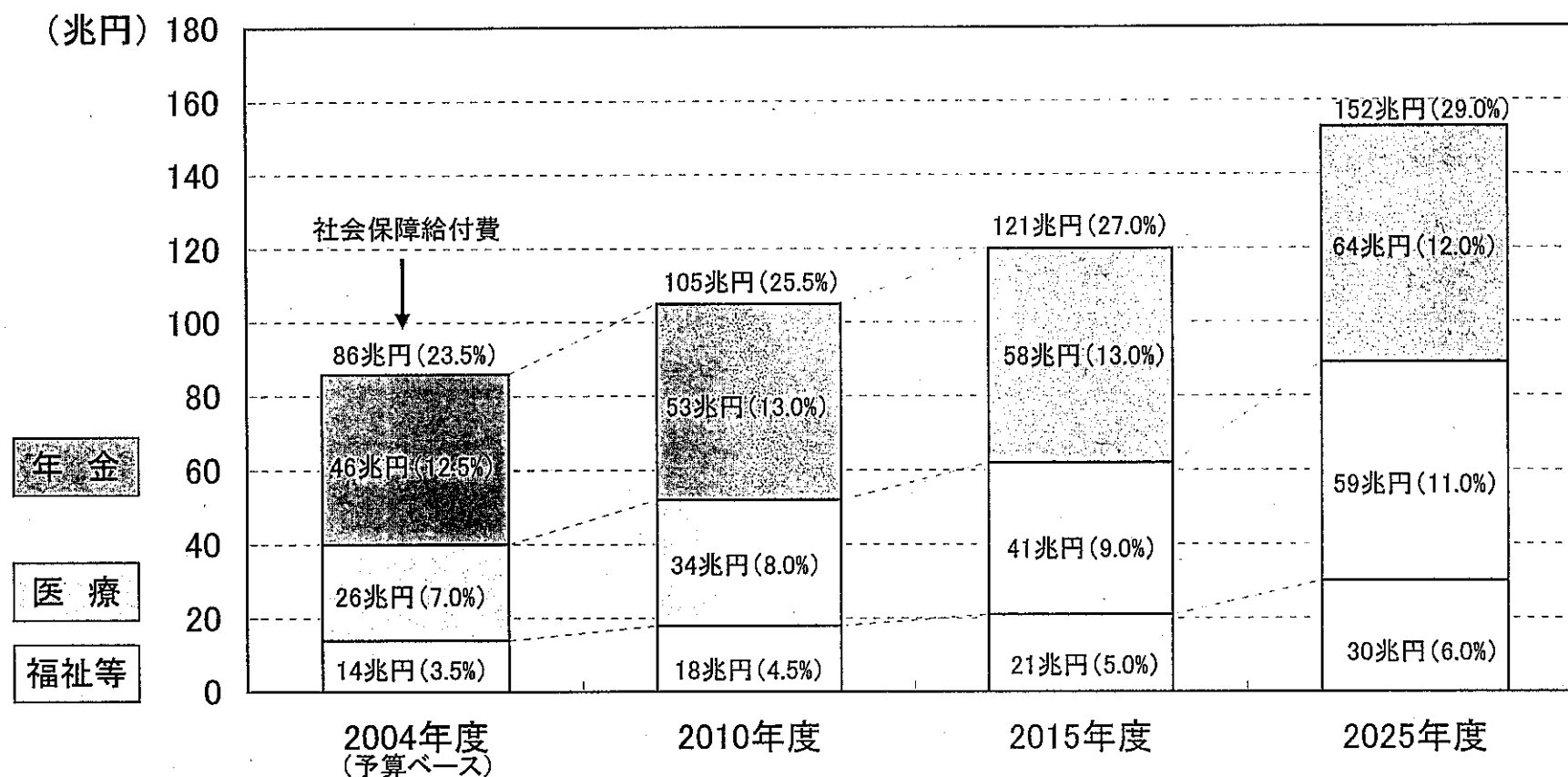
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集(2005年版)』及び『日本の将来推計人口(平成14年1月推計)』

20～64歳人口および65歳以上人口の推移



(注) 2025年の値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計の中位推計）」によります。

社会保障(現行制度)の給付と負担の見通し

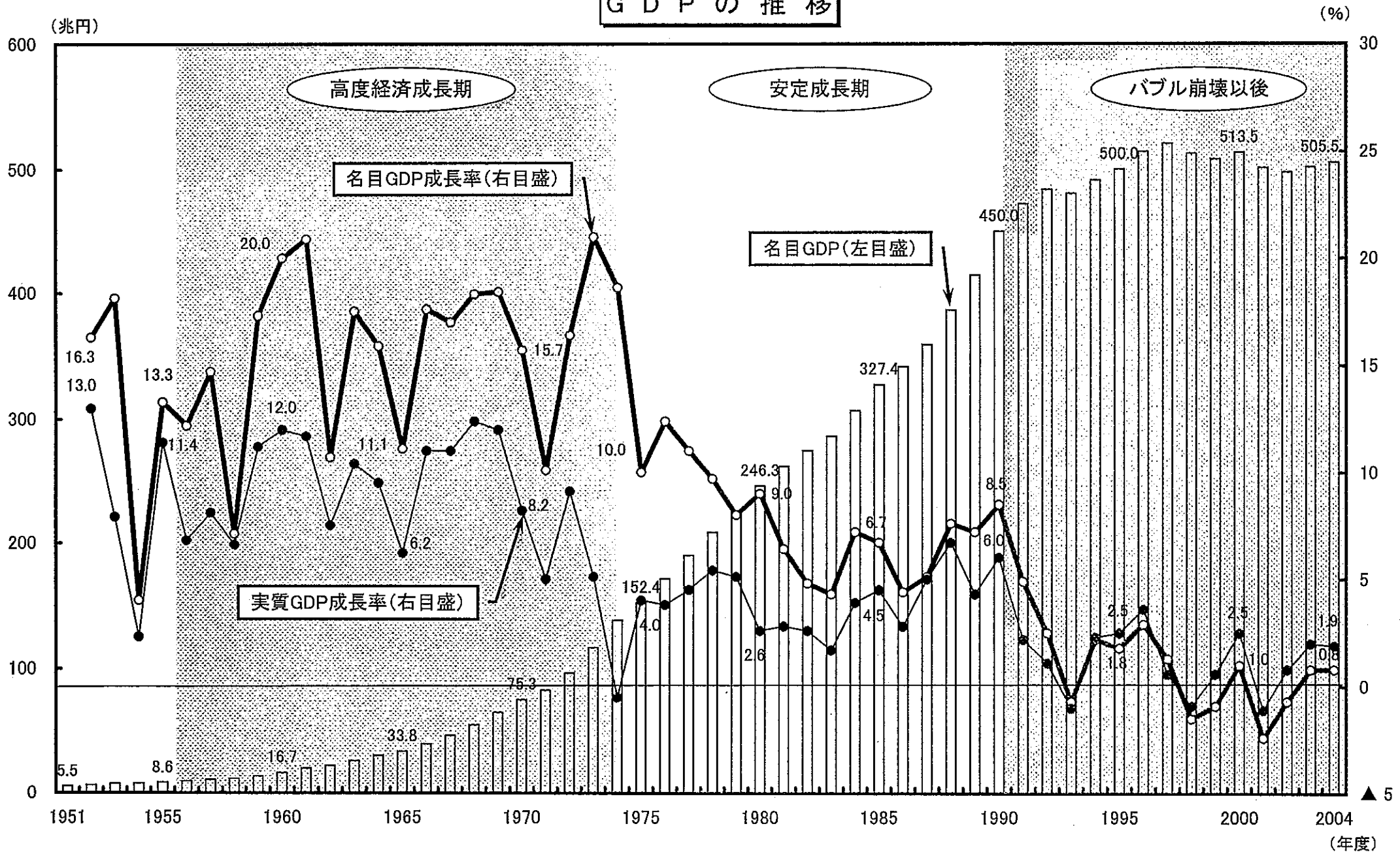


社会保障に係る負担	78兆円 (21.5%)	100兆円 (24.0%)	119兆円 (26.5%)	155兆円 (29.5%)
保険料負担	52兆円 (14.0%)	64兆円 (15.5%)	75兆円 (17.0%)	96兆円 (18.0%)
公費負担	26兆円 (7.0%)	36兆円 (9.0%)	43兆円 (9.5%)	59兆円 (11.5%)

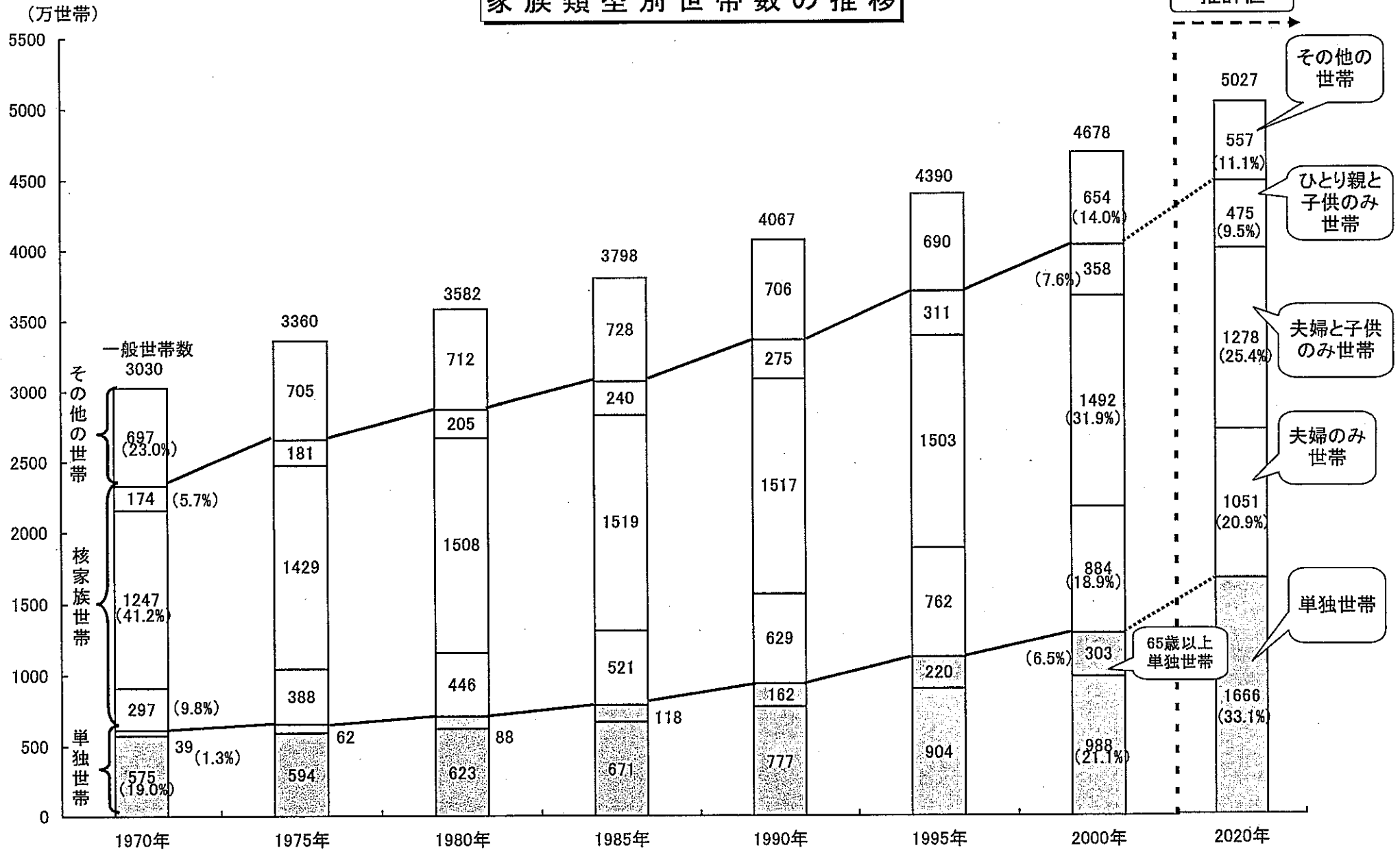
(出所)平成16年5月厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」

(注)括弧内は対国民所得比

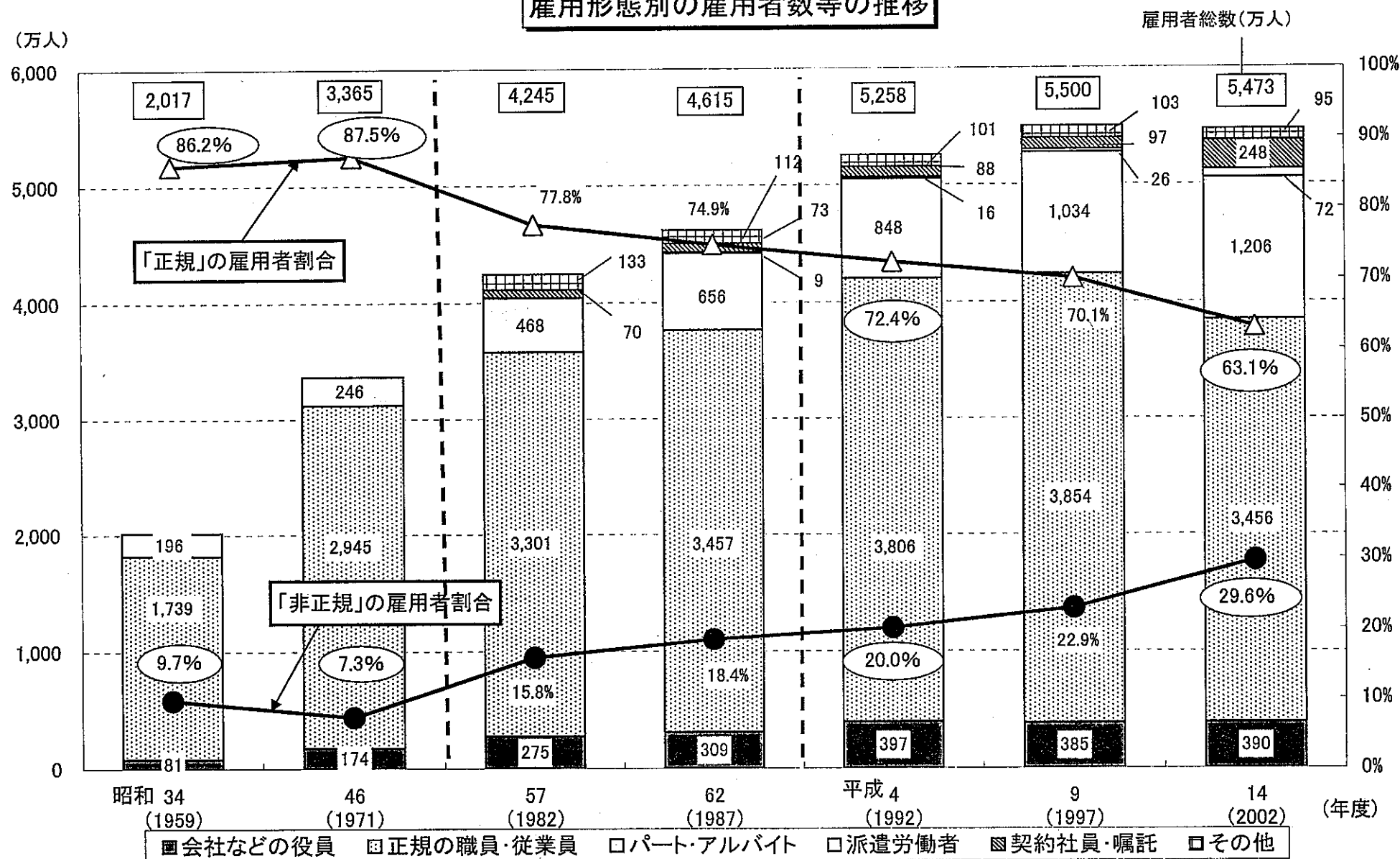
GDP の推移



家族類型別世帯数の推移



雇用形態別の雇用者数等の推移



(備考) 昭和62(1987)年及び昭和57(1982)年の統計では、「その他」の項目の中に「派遣労働者」及び「契約社員・嘱託」の項目の数値が含まれている。
 また、1971年の統計では、「正規の職員・従業員」の項目には「一般常雇」の数値を、「パート・アルバイト」の項目には「臨時雇」及び「日雇」の数値の合計を載せている。

・「正規」の雇用者割合＝正規の職員・従業員／雇用者総数(%)
 ・「非正規」の雇用者割合＝「パート・アルバイト」＋「派遣労働者」＋「契約社員・嘱託」＋「その他」／雇用者総数(%)

(出所) 総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日の係数)

あるべき税制の構築に向けて

高度成長期の日本の経済社会

(出典)「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成15年6月政府税調)

「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」(平成16年6月政府税調基礎問題小委)

「平成17年度の税制改正に関する答申」(平成16年11月政府税調)

現在の日本の経済社会

人口減少・超高齢化

- 人口は2006年をピークに減少
- 今世紀半ばには3人に1人が高齢者

右肩上がり経済の終焉

- 高度経済成長を支えた基礎的条件の消滅
(労働力人口の減少、家計貯蓄率の低下)

財政事情の深刻化

- 我が国の財政状況は主要先進国の中で最悪の水準
- 財政の健全化が喫緊の課題

家族のかたちの多様化

- 「夫婦と子どものみ世帯」の非標準化
- 「空の巣期」(子育て終了後の期間)の長期化

働き方の多様化

- 雇用形態の多様化—フリーターの増加
- カイシャを通じた雇用・生活保障機能の低下

分配構造の変化の兆し

- 社会の均質化や流動化の動きが鈍化
- 一億総中流意識のゆらぎ

グローバル化の進行

- モノ・資本・ノウハウなど多面的な相互依存関係の深化
- アジア地域との緊密化

等

あるべき税制の基本的視点

①将来にわたる安心をもたらす税制

- バランスのとれた税体系
- 安定的な歳入構造の構築

②若者から高齢者までがともに支える税制

- 年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担
- 世代間の公平、高齢者間の公平

③個人や企業の活力を引き出す税制

- 個人や企業の選択を歪めない中立、簡素な税制
- 構造改革と経済社会の活性化の推進

今後の税制改革にあたっては、歳出改革の推進や民需主導の持続的な経済成長を実現していくこととあわせ、必要な公的サービスの費用を広く公平に分かち合うため、所得・消費・資産等の多様な課税ベースに適切な負担を求めつつ、全体としての税負担水準の引上げを図ることが必要

個人所得課税に関する論点整理(概要) [平成17年6月21日 税制調査会基礎問題小委員会]

背景：個人所得課税を取り巻く環境の変化（経済社会の構造変化）

○少子・高齢化の同時進行 ○就労構造・雇用形態の変化 ○家族のあり方の変化 ○地方分権の推進 等

〈個人所得課税への要請〉

税負担の歪みや不公平の是正 / 公平・中立・簡素な税制構築

段階的かつ着実に取り組み（他税目の見直しとも適切に連携）

- 税源移譲 ～所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施（平成18年度）
- 各種所得 ～税負担のバランスを図る観点から、所得区分、所得の計算方法の見直しを検討。
 - ・ 給与所得→一律的な給与所得控除のあり方を見直し、柔軟な仕組みへの移行を検討
 - ・ 退職所得→短期間勤務に対する2分の1課税の見直しなど、多様な就労選択に対し中立的な制度となるよう見直しを検討
 - ・ 事業所得→必要経費の控除を正しい帳簿とリンクさせる仕組みの導入を検討
 - ・ その他 →譲渡所得、不動産所得、一時所得、雑所得につき課税方式や所得区分の見直しを検討
- 家族と税 ～配偶者や扶養に対する配慮のあり方について見直しを検討。
 - ・ 配偶者と税→配偶者にかかる人的控除については、夫婦のあり方、就労との関係といった観点を踏まえ引き続き検討
 - ・ 子育てと税→少子化対策と税制について、他の政策手段との関係も踏まえつつ、引き続き検討
- 税負担の水準 ～実効税率を重視して税負担水準のあり方を検討。
 - 課税ベース・税率構造のあり方を検討
- 個人住民税 ～地域社会を支える税として充実する方向で検討。
 - 所得割にかかる各種控除の整理合理化、均等割の税率の引上げ、税務執行面での改善（公的年金等にかかる特別徴収制度の導入等）を検討
- 納税環境の整備 ～より適正な執行を目指した各種取組みを検討。
 - ・ 納税者番号制度→事業所得にあてはめた場合等につき引き続き検討
一般的番号制度の対象となる行政分野については、政府全体での議論が必要
 - ・ 公示制度 →廃止を検討
 - ・ その他 →記帳義務の明確化、罰則の強化等を検討

新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（概要）

〔平成 17 年 6 月 17 日 税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税WG〕

背景(わが国経済社会の構造変化等)

- 少子高齢化の進展、右肩上がり経済の終焉、社会の多様化の進行といった構造変化が進む中、きめ細かな社会ニーズに対応し得る柔軟で厚みのある社会システムを再構築し、「民間が担う公共」の領域を拡充していくことが重要。
- 民間非営利部門をわが国の経済社会システムの中に積極的に位置づけ、国民が民間非営利活動に参加するためのインフラ整備のため「新たな非営利法人制度」の制度化を検討（公益法人制度改革）。
 - （注）公益法人制度改革により制度化される新たな非営利法人制度
 - ・ 準則主義（登記）により設立できる一般的な非営利法人制度を創設
 - ・ 主務官庁制を抜本的に見直し、公益性判断を中立的に行えるよう、内閣に民間有識者からなる「第三者機関」を設置。その意見に基づき、一般的な非営利法人について公益性を判断する仕組みを創設。
 - ・ 中間法人制度は廃止。NPO法人等は引き続き存続。
- 寄附文化を育み、「民」が「公共」の領域に深く関与するチャンネルを構築する必要。

基本的な考え方

- 公益法人制度改革を契機に、「あるべき税制」の一環として、「新たな非営利法人制度」とこれに関連する税制を整合的に再設計し、寄附金税制の抜本的改革を含め、「民間が担う公共」を支えるための税制の構築を目指す。（官から民へ）

非営利法人に対する課税のあり方等

- 「公益性を有する非営利法人」に対する課税
 - 「第三者機関」による適切な公益性判断や事後チェックの仕組みを前提に、「公益性を有する非営利法人」について、「第三者機関」による公益性の判断をもって法人税法上の公益法人等として取り扱う方向で検討。
 - その課税上の取扱いは収益事業課税（営利法人と競合関係にある事業のみに課税）とする方向で検討。
 - （注）学校法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO法人等の課税上の取扱いは、当面現行どおりとする。
 - 公益性判断が取り消された場合、税制優遇措置により蓄積された財産に対する課税等を検討。
- 「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人に対する課税
 - 「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」（例：同窓会）の場合、会員からの会費について非課税とする方向で検討。
 - 「公益性を有する非営利法人」でもない非営利法人は営利法人と同等の課税とする方向で検討。

公益法人等に共通する課税上の諸論点

- 公益法人等の課税対象所得の範囲（収益事業課税方式：現行 33 業種に限定）
 - 実態を踏まえ、収益事業の範囲を根本的に洗い直し、その範囲の拡大等を検討。
- 軽減税率及びみなし寄附金制度（税率：22%、みなし寄附金の損金算入率：所得の 20%）
 - 課税の適正化等の観点から検討（税率については営利法人との格差縮小の方向で検討）。
- 利子・配当等の金融資産収益に対する課税
 - 実態等を十分踏まえつつ、適切な課税のあり方について検討。

寄附金税制のあり方

- 国税における寄附金税制
 - ・ 寄附金優遇の対象法人の範囲等
 - 「第三者機関」の判断により「公益性を有する非営利法人」とされれば、税制上、基本的に寄附金優遇の対象法人として取り扱う方向で検討。
 - これに併せ、寄附金に関する事項についての情報公開の仕組みや、寄附金の使途の適正性の確保や寄附金税制の不正利用防止のための仕組み等を検討。さらに公益性判断が取り消された場合の寄付金優遇の対象法人としての資格の取消し等の仕組みも検討。
 - 認定NPO法人の認定基準のあり方についてNPO法人の実態に即したものであるよう検討。
 - 寄附金優遇の適用期間（現行原則 2 年）について、申請手続きの事務負担等に配慮し現行よりも長めに設定する方向で検討。
 - ・ 寄附金控除等
 - 寄附金控除（所得税）：控除限度額（総所得の 30%）について拡充の余地があるか検討。適用下限額（現行 1 万円）について寄附金税制の充実の必要性の観点から踏まえ、そのあり方を検討。
 - 寄附金損金算入限度率（法人税）：公益目的の寄附金に係る損金算入率について拡充する方向で検討。他方、一般寄附金について、その利用実態を見極めつつ、縮小する方向で検討。
 - 相続財産の寄附に係る非課税措置：「第三者機関」による公益性の判断をもって非課税とできるよう制度を見直す方向で検討。
- 地方税（個人住民税）における寄附金税制
 - 地域に密着した非営利法人等については、地方公共団体が条例などにより独自に寄附金控除の仕組みを構築できるよう見直す方向で検討。適用下限額（現行 10 万円）についても、大幅に引き下げる方向で検討。

○税源移譲

「平成 17 年度の税制改正に関する答申」(平成 16 年 11 月 25 日)

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

(1) 税源移譲

国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革とあわせ、平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うこととされている。この税源移譲は、廃止される国庫補助負担金に係る財源措置と位置付けられることから、所得税法及び地方税法の改正による恒久措置によって行うことが適当である。

税源移譲にあたっては、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担の明確化が課題となる。個人住民税については、応益性や偏在度縮小が求められることを踏まえ、所得割の税率のフラット化を行うことが基本となろう。また、所得税については、税源移譲後においても所得再分配機能の適切な発揮が求められることを踏まえ、「あるべき税制」との整合性に留意しつつ、税率構造・控除双方の見直しを視野に入れ、具体的な移譲の手法につき今後検討を重ねていく必要がある。

この税源移譲に際しては、個々の納税者に係る税負担の変動にも十分に留意すべきであり、所得税・個人住民税双方における適切な対応が求められる。

「平成 16 年度の税制改正に関する答申」(平成 15 年 12 月 15 日)

三 「三位一体の改革」の一環としての税源移譲

今後、所得税・個人住民税のそれぞれの性格に応じた個人所得課税体系における位置付けを明確化する方向で改革を進め、所得税から個人住民税への税源移譲を行うことを基本にすべきである。(略)

税源移譲を進めるにあたっては、税務執行面での配慮が欠かせない。特に、所得税・個人住民税の改革にあたっては、多数の納税者の税負担に何らかの影響を及ぼすとともに、源泉徴収を行っている企業・事業者にも事務負担が発生する。あるべき個人所得課税改革の姿について抜本的な検討を加え、成案を得た上で、納税者・源泉徴収義務者の理解も得ながら改革を進めていかねばならない。

当調査会の今後の審議にあたって、個人所得課税の抜本的見直しに関する検討を早急に行い、国庫補助負担金と地方交付税の改革と併せ、いわゆる三位一体の改革の完了する平成 18 年度までに税源移譲を実現していく必要がある。

○定率減税

「平成 17 年度の税制改正に関する答申」(平成 16 年 11 月 25 日)

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

(2) 定率減税の取扱い

定率減税は、平成 11 年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の緊急避難的な特例措置として導入され、見合いの財源なしに、毎年 3 兆数千億円という規模で継続されてきているものである。

現在の経済状況は、構造改革の進展によって民間経済の体質強化が実現されつつあり、定率減税が実施された平成 11 年当時と比べ、著しく好転してきている。また、引き続き各般の改革が実を結んでいけば、民需主導の経済成長が持続していくものと期待される。かかる状況の下、定率減税を継続しておく必要性は著しく減少したといえよう。景気対策のための特例措置として導入された定率減税を見直し、中期的な観点に立って、持続可能な経済成長を目指すべき時期にきている。また、先に述べた税源移譲とあわせ、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを平成 18 年度までに行う必要がある。

従って、定率減税については、平成 18 年度までに廃止すべきである。その際、経済への影響を考慮すると、平成 18 年度税制改正において一度に廃止するよりも、段階的に取り組むことが適当であり、平成 17 年度税制改正においても縮減を図る必要がある。

「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成 15 年 6 月 17 日)

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(1) 少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

当調査会は、既に「基本方針」において、諸控除や税率構造の改革の方向に加え、継続している定率減税についても、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があることを示した。

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成 14 年 6 月 14 日)

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ー 広く公平に負担を分かち合う ー

定率減税(約 3.5 兆円)は、景気回復に最大限配慮した負担軽減を主眼とした措置であるので、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要がある。

○政策減税

「平成 17 年度の税制改正に関する答申」(平成 16 年 11 月 25 日)

二 個別税目の課題

4. 法人課税

(1) 法人税

既存の租税特別措置については、その効果を検証しつつ、引き続き整理合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために真に有効な政策税制への集中・重点化を図る必要がある。

「平成 15 年度における税制改革についての答申」(平成 14 年 11 月 19 日)

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(2) 政策税制の集中・重点化

①研究開発税制

厳しい経済状況の下、研究開発の分野でも合理化・効率化が進められる中で、研究開発支出が「増加」した場合に税額控除を行う現行制度が有効に機能しなくなっている面がある。このため、研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度を導入する。

その際、研究開発支出を増加させるインセンティブを高める観点から、基本的に売上高に占める研究開発支出の比率が高いほど、税額控除率を高く設定する。また、研究開発は 21 世紀のわが国を支える産業・技術の創出につながることから、制度の基幹的部分は期限を区切らない措置とする。

②設備投資税制

一般的な投資促進税制は、企業が過剰な設備・債務を抱え、キャッシュフローを借入金の圧縮に充てている中で、設備投資の増加につながるか疑問である。また、競争力を失う産業にも優遇措置を与えるため、構造改革に逆行しかねない。したがって、真に有効な分野に集中・重点化した投資促進税制を創設する。

イ. IT 投資の促進は、短期的な需要創出効果が見込めるだけでなく、広くわが国企業全体の事業効率化、付加価値向上につながることを期待できる。このような IT 投資に対し、集中的に政策効果を高める観点から、期限を区切り、重点的な政策税制を講じる。

ロ. 研究開発を設備投資の面からもさらに支援するため、期限を区切り、研究開発用の機械、設備等の取得に対して支援措置を講じることとする。このような措置を採ることにより、特に、いわゆる重点 4 分野（バイオ、IT、環境、ナノテク）をはじめとする先端分野に係る設備投資が促進されるものと考えられる。

○酒税

「平成 17 年度の税制改正に関する答申」(平成 16 年 11 月 25 日)

二 個別税目の課題

6. 酒税

近年、ライフスタイルの変化などを背景に、酒類消費の多様化が進展している。また、技術革新の進展などに伴い、従来とは異なる原料や製法により、同種・同等のものでありながら税負担の異なる酒類が生産されるようになってきている。

酒税については、酒類の生産・消費の態様の変化に応じ、税制の中立性や公平性を確保する観点から適切に対応できるよう、酒類の分類の簡素化を図り、酒類間の税負担格差を縮小する方向で早急かつ包括的に見直すべきである。

○道路特定財源

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成 14 年 6 月 14 日)

第二 個別税目の改革

五 その他

2. 特定財源等とエネルギー関係諸税等

揮発油税、石油税等は使途を特定されている。特定の公的サービスからの受益と負担との間に密接な対応関係が認められ、そのサービスの財源を制度的に確保する必要がある場合には、特定財源等が用いられてきている。特定財源等は、このような財源確保に有効な仕組みではあるが、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招くおそれもあり、常にその妥当性を吟味していく必要がある。

道路特定財源等については、制度創設の経緯を踏まえ、現在においても特定財源という形で道路事業のための財源を引き続き確保していく必要があるのか、財政を硬直化させる要因となっていないか疑問視されており、歳出面を含めた基本的なあり方について検討を行う必要がある。当調査会では、依然として道路整備の必要性のためこれを維持すべきとの意見もあったが、一般財源化を含め、そのあり方の見直しを行うべきと考える。

いずれにしても、道路特定財源等を含むエネルギー関係諸税等については、わが国の自動車に係る税負担全体が国際的にみても高くない水準にあり、自動車の社会的コストや環境の保全の観点に鑑みれば、その税負担水準を引き下げることが適当ではない。また、現行の自動車関係諸税は税目が多く複雑であるとの指摘もあり、自動車に係る税体系のあり方は今後の検討課題である。